

## 令和4年度議会運営委員会行政視察報告書

日程) 令和4年11月7日(月)～令和4年11月9日(水)  
視察先) 兵庫県三木市  
兵庫県養父市  
京都府宮津市  
視察者参加者) 委員: 森友和 副委員長  
森山一理 委員  
大橋一久 委員  
中野元栄 委員  
安武秀敏 委員  
随行: 坂井恵里 議会事務局次長 計6名

### 兵庫県三木市

#### 概要)

昭和26年3月15日、美囊郡(みのうぐん)三木町が久留実村を編入し、昭和29年6月1日、別所村、細川村及び口吉川村(くちよかわむら)と合併して市制を施行し、兵庫県で第16番目の市として発足した。また同年7月1日、志染村(しじみむら)と合併。平成17年10月24日、美囊郡吉川町と合併した。

兵庫県中南部に位置し、面積は176.51km<sup>2</sup>。人口は約7万5千人、世帯数は3万4千世帯。酒造米として使われる『山田錦』の日本一の生産地であり、その他金属製品の製造が盛んで、『播州三木打刃物』として国の伝統工芸の指定を受けている。

#### 視察内容)

常任委員会の2委員会制について視察を行った。

総務文教常任委員会、民生消防常任委員会、産業環境常任委員会、建設水道常任委員会の4常任委員会で1人の議員が2つの常任委員会に所属する体制で運営していたが、平成25年5月にこれを改め、総務建設常任委員会、民生産業常任委員会の2常任委員会、1人の議員が1つの常任委員会に所属する体制となった。

委員会の体制を変更した理由として、議員定数の削減があったこと、また視察日程の調整や委員会日程の調整に困難があったこと、視察経費の削減等があった。

定例会における委員会の日程は各常任委員会とも2日間設け、常任委員会内を所管に応じて4部署に分けて2日間の日程のなかで委員会を運営している。各委員の持ち時間に制

限はないが、審議は各常任委員会とも2日間に収まっている。

所感)


4 常任委員会、1人2 常任委員会への所属という体制について、委員会や視察の日程調整等に困難が生じるという点、2 常任委員会とした場合には2日間の日程を設ける必要性があることなど、委員会体制の変更に伴う諸事の調整について参考になる情報を得ることができた。

また、当視察において配布された資料について、非常に手間をかけた精緻な資料が印象深かった。

<参考>

見直し内容

(1) 4 委員会を 2 委員会に整理統合する

- |   |   |   |
|---|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 総務文教常任委員会</li><li>・ 民生消防常任委員会</li><li>・ 産業環境常任委員会</li><li>・ 建設水道常任委員会</li></ul> |  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 総務建設常任委員会</li><li>・ 民生産業常任委員会</li></ul> |
|---|---|---|

(2) これまで1 議員が 2 委員会に所属していたものを、1 委員会のみ  
の所属に改める。

3 現在（令和4年度）の各常任委員会とその所管

名称	定数	所管
総務文教常任委員会	8	総合政策部の所管に属する事項 総務部の所管に属する事項 市民生活部の所管に属する事項 会計室の所管に属する事項 教育委員会の所管に属する事項 選挙管理委員会の所管に属する事項 監査委員の所管に属する事項 公平委員会の所管に属する事項 他の常任委員会の所管に属しない事項
民生産業常任委員会	8	健康福祉部の所管に属する事項 産業振興部の所管に属する事項 都市整備部の所管に属する事項 上下水道部の所管に属する事項 消防本部及び消防署の所管に属する事項 農業委員会の所管に属する事項

## 兵庫県養父市

### 概要)

平成16年4月1日に養父郡八鹿町（ようかちょう）、養父町、大屋町、関宮町が合併し養父市として市政を施行した。兵庫県北部の但馬地位の中央に位置し、面積は422.91k㎡。人口は約2万2千人、世帯数は約9千2百世帯。

平成26年9月に国家戦略特区として認定され、中山間農業改革を掲げ、耕作放棄地の再生や農地の流動化への取り組みを行っている。

### 視察内容)

常任委員会の2委員会制について視察を行った。

平成16年4月に合併があり、当時56人の議員がいた。総務常任委員会、文教常任委員会、民生福祉常任委員会、産業建設常任委員会の4常任委員会、1人1委員会の所属という体制で開始した。同年10月の選挙により議員数が22人となり、翌月11月に総務文教常任委員会、民生福祉常任委員会、産業建設常任委員会の3常任委員会、1人1委員会所属という体制に変更した。

その後定数の削減が行われ、平成24年に議員定数が16人となったことを機に、総務文教常任委員会、生活環境常任委員会の2常任委員会体制となった。養父市議会では、これとは別に各会派の案分によって選出された8名で構成される予算特別委員会が通年で設置されており、実質的には常任委員会化している。当初予算、補正予算ともに予算に関する議案は予算委員会で審議される。

各委員会の日程は、2つの常任委員会に付託される議案は条例に関するものがほとんどである為、あまり長い審議時間を要しない。そのため2つの常任委員会を午前と午後とで1日間で組むこともある。予算特別委員会はその分日数（審議時間）は長く要するとのこと。

### 所感)

予算特別委員会が通年で設置されており、かつこれが会派案分による8名で構成されるという点で独特な体制であった。予算特別委員会に所属できるかできないかで、議員としての仕事内容がかなり限定されるのではないかと感じた。会派内での強い連携がないとすべての議員が十分に知見・能力を発揮して仕事を行うことが難しい体制であると感じた。

その他、今回の視察の主要課題とは外れるが、養父市議会における市民との交流の取り組みは参考となるものがいくつかあった。社会福祉協議会、民生委員会、商工会議所等、各種団体との意見交換を積極的に行っている。加えて、議会報告会を活発おこなっている。『タウンミーティングより議会報告会の方が市民との距離を近く話せる』という直前議会運営委員長の発言は、市民との交流が活発であることをうかがわせる印象的な言葉であった。

また養父市議会においては、養父市議会モニターという制度を設けていた。女性会、主婦

の会、その他様々な団体の代表者や一般公募によって選ばれたメンバーによって構成され、議会の一般質問やその他の審議についての意見をする市民モニター制度である。この制度のせい、養父市議会では一般質問については、毎回ほぼ全員が行うとのことであった。

<参考>

(4) 常任委員会

名 称	委員定数	所 管
総務文教	8人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営企画部の所管に関する事項</li> <li>・危機管理室の所管に関する事項</li> <li>・会計課の所管に関する事項</li> <li>・選挙管理委員会の所管に関する事項</li> <li>・監査委員の所管に関する事項</li> <li>・固定資産評価委員会の所管に関する事項</li> <li>・健康福祉部の所管に関する事項</li> <li>・教育委員会の所管に関する事項</li> <li>・他の常任委員会の所管に属さない事項</li> </ul>
生活環境	8人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民生活部の所管に関する事項</li> <li>・産業環境部の所管に関する事項</li> <li>・まち整備部の所管に関する事項</li> <li>・農業委員会の所管に関する事項</li> </ul>

(5) 議会運営委員会

名 称	委員定数	調 査 事 項
議会運営委員会	7人以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会の運営に関する事項</li> <li>・議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項</li> <li>・議長の諮問に関する事項</li> </ul>

(6) 特別委員会

名 称	委員定数	目 的	備 考
議会広報特別委員会	7人	議会広報紙の発行、広報に関する調査研究のため	令和2年11月9日(設置)
予算特別委員会	8人	養父市一般会計予算、特別会計予算、企業会計予算、及び各会計補正予算を審査するため	令和2年11月9日(設置)
養父市新文化会館整備事業等特別委員会	8人	新文化会館及び周辺施設の整備について、総合的な調査研究を行うため	令和2年12月25日(設置)

## 京都府宮津市

### 概要)

昭和29年6月に旧宮津町と7か村(栗田村、吉津村、府中村、日置村、世屋村、養老村、日比谷村)とが合併し、宮津市として市制が施行された。

京都府の北西部に位置し面積は172.74km<sup>2</sup>。人口約1万7千人で、世帯数は約7千3百世帯。

北近畿の観光拠点として年間約300万人の観光客が訪れる。天橋立をはじめとした既存の観光資源に加え日本遺産に登録された北前船や、細川忠興・ガラシャゆかりの城下町として歴史を生かした滞在型観光地への転換を進めている。

### 視察内容)

常任委員会の2委員会制について視察を行った。

宮津市の常任委員会は、総務文教委員会、産業建設福祉委員会、予算委員会、決算委員会、議会情報化委員会の5常任委員会である。予算に関する議案は議員13人(議長を除くすべての議員)にて構成される予算委員会にて審議し、その他の条例等については総務文教委員会及び産業建設福祉委員会にて審議を行う。決算委員会(12人にて構成)は決算を、議会情報化委員会(6人にて構成)は広報紙の編集・発行を行い、その他には議会報告会や広報関連の調査・研究を行う。

以前の体制においては、予算に関する審議は総務文教委員会と産業建設福祉委員会とのそれぞれで審議した内容を予算委員会でまとめるという形式をとっていたが、現在は予算に関する審議は、予算委員会において総括質疑という形で一本化して行っている。予算委員会は事前通告制をとっており、会派として30分、個人として15分が割り当てられるとのことであった。

その他、宮津市においては、市民との懇談会として市内10か所での議会報告会を行っており積極的に市民との交流をはかっている姿勢がうかがえた。また、一般質問の通告書を新聞折込により配布する取り組みを行っている。区長や組長の配布も可能ではあるが、区長・組長の負担を鑑み、新聞折込を選択しているとのことであった。

### 所感)

宮津市の周辺自治体では予算委員会の設置をしている自治体が多いとのことであった。総務文教委員会及び産業建設福祉委員会の運営について、この部分を2委員会制と見立てて解した場合、この2委員会の運営については特別な困難は無いようであった。

予算委員会は議員13人が出席する審議であるため、時間の制限や重複内容の整理等、審議の進行には工夫がなされていた。

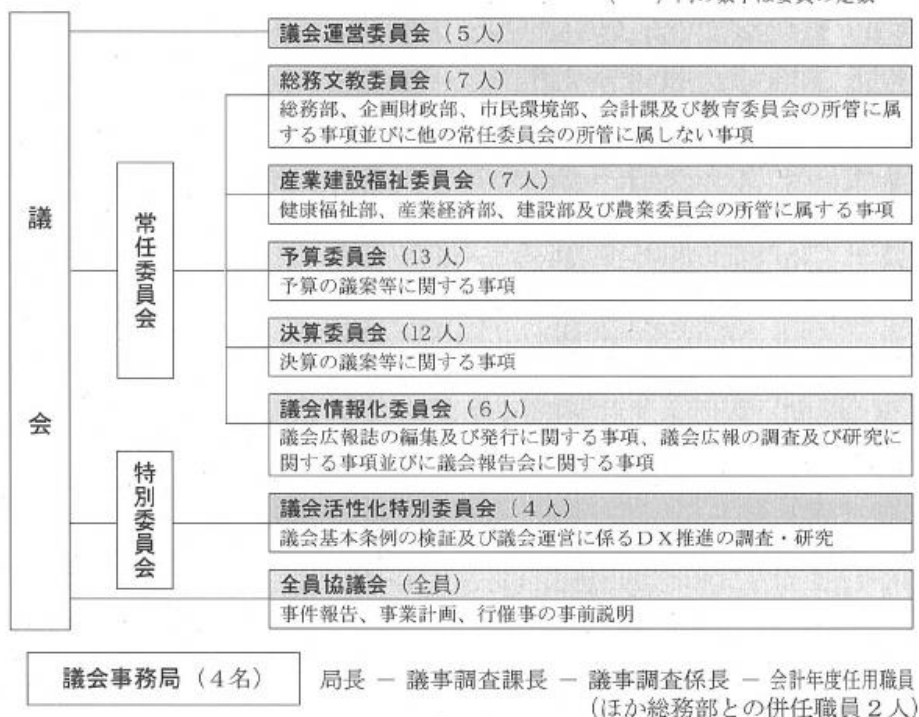
また、一般質問の通告書を戸別配布する試みは、市民の議会に対する関心を喚起するには

良い方法ではないかと感じた。加茂市議会においても検討しても良いのではないかと考える。

<参考>

○議会の構成（令和4年10月6日現在）

（ ）内の数字は委員の定数



○宮津市議会委員会条例

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。この場合において、第1号及び第2号の常任委員会が所管する事項には、第3号から第5号までの常任委員会が所管する事項は含まないものとする。

- (1) 総務文教委員会 7人  
総務部、企画財政部、市民環境部、会計課及び教育委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
- (2) 産業建設福祉委員会 7人  
健康福祉部、産業経済部、建設部及び農業委員会の所管に属する事項
- (3) 予算委員会 13人  
予算の議案等に関する事項
- (4) 決算委員会 12人（議員のうちから選任する監査委員を除く。）  
決算の議案等に関する事項
- (5) 議会情報化委員会 6人  
議会広報誌の編集及び発行に関する事項、議会広報の調査及び研究に関する事項並びに議会報告会に関する事項

2 議員は、少なくとも前項第1号及び第2号の常任委員会のいずれか一の委員になるものとする。